文

主本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条 1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいう が、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上 記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。 平成16年10月14日

最高裁判所第一小法廷 裁判長裁判官 泉徳治

裁判官 横尾和子

甲斐中辰夫 裁判官

島田仁郎 裁判官

裁判官 才口千晴